

立川市運動場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

立川市スポーツに関する事務の管理及び執行に関する条例（平成 27 年立川市条例第 1 号）の施行による。

立川市運動場条例の一部を改正する条例

立川市運動場条例（平成13年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(使用の承認)	(使用の承認)
第3条 運動場を使用しようとする者は、 <u>市長</u> の承認を受けなければならない。 2 市長は、運動場の使用を承認するに当たって管理上必要な条件を付けることができる。	第3条 運動場を使用しようとする者は、 <u>立川市教育委員会</u> （以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。 2 委員会は、運動場の使用を承認するに当たって管理上必要な条件を付けることができる。
(使用の不承認)	(使用の不承認)
第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、運動場の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略……	第4条 委員会は、次の各号の一に該当する場合においては、運動場の使用を承認してはならない。 (1)～(4) ……略……
(休場日)	(休場日)
第5条 運動場の休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたらときは、変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。	第5条 運動場の休場日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、 <u>立川市教育委員会</u> が特に必要があると認めたらときは、変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。
(1) ……略……	(1) ……略……
(2) <u>市長</u> が指定する日又は期間	(2) <u>委員会</u> が指定する日又は期間
(開場時間)	(開場時間)
第6条 運動場の開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたらときは、臨時に変更することができます。	第6条 運動場の開場時間は、別表第2のとおりとする。ただし、 <u>立川市教育委員会</u> が特に必要があると認めたらときは、臨時に変更することができます。
(使用条件の変更等)	(使用条件の変更等)
第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すこ	第11条 委員会は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すこ

ができる。

- (1)略.....
- (2) この条例に違反し、又は市長の指示に従わないとき。
.....略.....
- (3)略.....

2

(損害賠償)

第13条 使用者は、運動場の使用に際して建物又は附屬物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

ことができる。

- (1)略.....
- (2) この条例に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。
.....略.....
- (3)略.....

2

(損害賠償)

第13条 使用者は、運動場の使用に際して建物又は附屬物に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

別表第3 (第7条関係)

施設区分	使用区分	使用料
.....略.....略.....略.....

備考

- (1)～(8)略.....
- (9) 附屬設備又は物品を使用するときは、1使用区分につき18,000円以内の範囲で市長が定めた額を加算する。
.....略.....
- (10)略.....

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

